

## 「障がいの理解促進」啓発を進めるために



笛吹市では、障がいへの理解促進を図るためにどのような取り組みを行うのか、障がい当事者や家族が毎月集まって検討を重ねています。しかし、「障がいを理由にアパート等の入居を断られた」「車いすで通路が狭くなっていると迷惑な顔をされた」など、まだ障がいへの無理解や偏見があるのが現状です。

平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法では、障がいへの配慮などが定められています。障がい者自らが障がいについて知ってもらうための行動をすることも大切なことと考えています。

今年10月、『障がい当事者が自分たちでできること』として、障がい当事者が、コンビニエンスストアの利用を想定したメッセージカードを作成しました。店員とコミュニケーションが取れないことで、思うように買物ができない状況を、カードを使った意思表示やコミュニケーションを通して改善すると共に、身近なところから障がいについて考えてもらえるよう取り組みました。

毎年、12月3日から9日までの『障害者週間』には、障がいへの

## 障がい者基幹相談支援センターだより



理解促進と、障がい者の社会参加意欲の向上を目的とした行事が各地で実施され、山梨県でも『障害者の主張』大会が12月7日の午後1時から防災新館で開催されます。ぜひ障がい者の声を直接お聞きください。

これからも障がい理解が広がるよう、障がいのある人もない人も互いに歩み寄れるような活動を続けていきますので、市民の皆さんの積極的なご協力をお願いいたします。



「お願いカード」の一例



メッセージカードと利用の様子

### ■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎ 055(262)1274